

猪名川町公民館登録グループ連絡協議会会則

(名称)

第1条 本会は、猪名川町公民館登録グループ連絡協議会（以下、「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、各グループの自主的な活動の基礎にたつてグループ相互の情報交換や親睦をはかり、公民館と協力して町民のための学術、文化並びに社会教育の向上発展に努力する。

(組織)

第3条 本会は、猪名川町公民館の登録グループ（以下「グループ」という。）をもって組織する。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 本会のPR活動や展示発表などの行事を開催する。
- (2) 会員相互の友好を図る。
- (3) 社会と密着した諸活動を行い、又はその行事に参加する。

(会議)

第5条 本会は、会の運営のために、次の会議を開く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第6条 総会は、グループの代表者をもって構成し、会長の招集によって年1回開催し、次の事項について議決、または承認を行う。

- (1) 事業に関すること。
- (2) 予算、決算に関すること。
- (3) 会則の改正に関すること。
- (4) 役員承認に関すること。
- (5) その他、議決を必要とする事項。

2 ただし、グループ代表者の過半数の要求がある場合は臨時に開催する。

(役員会)

第7条 役員会は次の役員をもって構成し、会務を処理する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 幹事 若干名

2 役員会は、必要があるときに会長が招集する。

(会議の議決承認)

第8条 総会は、グループ代表者の過半数の出席（委任状を含む）により成立し、議決または承認は出席者の過半数の賛成を必要とする。

(会計監査)

第9条 本会に会計監査を2名おき、会計についての監査を行う。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは職務を代行する。
- (3) 会計は、会計については一切の事務を行う。また、必要に応じて会計報告を行う。
- (4) 書記は、本会に関する活動の記録、その他書類の作成、保管をする。
- (5) 幹事は、役員会に出席して意見を述べる。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、1年とする。ただし、補欠による仕事は、前任者の残任期間とし、人選については役員会に一任する。また、再任は妨げないものとする。

(役員の仕事)

第12条 役員は、各グループの中からあらかじめ選出し、総会で承認を得る。

(会計)

第13条 本会の会計は、別表に定める各グループの負担金、その他の収入からなる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

附則

この会則は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成13年4月1日より施行する。

附則

この会則は、平成22年4月1日より施行する。

附則

この会則は、平成27年4月1日より施行する。

別表 (第13条関係)

負担金 (1グループ)	年間 1,000円
-------------	-----------